



## 特別支援学級の教育課程について



新学習指導要領の実施を前に、特別支援学級の教育課程に関する質問が多く寄せられてきます。総則の解説編には、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示されました。この号では、そのことにふれながら、いくつかの質問に応えるかたちで特集しています。



### 1 特別支援学級の特別の教育課程とは？

特別支援学級は小・中学校の学級の一つであるので、小・中学校の学習指導要領に準じる（≒原則として同一）ことが前提となっていることを踏まえる必要があります。その上で、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によって、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として教育課程を編成することができます。

特別支援学級において実施する特別の教育課程とは、次の3つにより編成します。

- (1) 自立活動を取り入れること。
- (2) 実態に応じて、各教科の目標や内容の一部又は全部を下学年にかえて実施することができる。
- (3) 実態に応じて、各教科を、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科（小学部3段階・中学部2段階）に替えたり、各教科等を合わせた指導（生単等）に取り組んだりするなどして実施することができる。

特に、(2)(3)により教育課程を編成する場合は、なぜそうすることを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要となります。

### 2 編成する際の留意点は？

特別支援学級では、**A**:知的障がいのない場合と、**B**:知的障がいのある場合とでは特別の教育課程の編成が違ってきます。ここでは**A**と**B**に分けて整理しています。（実態等によりAとBが混在することもあります。）

#### 【Aの場合】

- (1) 自立活動の時間を特設して行うことが必要となります。何時間設定しなければならないかという枠組みはありませんが、特別支援学級に在籍している児童生徒にとっての自立活動の重要性を十分に認識した上で、適切な時間数を設定することとなります。また、特設の時間を設定した上に加えて、実態に応じて短い時間を活用して行うことも可能です。
- (2) 原則当該学年の各教科の目標や内容を取り扱うようになります。児童生徒の実態によっては、部分的に基礎的・基本的な内容として復習するために下学年の内容を扱う場合はあると思います。その場合、卒業後の進路に向けて学び落としがないようにすることや、教科書の二重給付はできないこと等に十分留意する必要があります。

#### 【Bの場合】

- (1) 自立活動の内容については、各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習、日常生活の指導等）の中で扱うこともできます。自立活動は、6区分27項目のうち必要な項目を選定して取り扱うものであるため、個別の指導計画に基づいて指導を展開する必要があります。
- (2) 総則の解説編に、知的障がいのある児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定する手続きの例として以下のように示されています。この例を参考に検討されることをおすすめします。

- a 次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部の各教科の目標及び内容についての取り扱いについて検討する。
- c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

### 3 特別の教科『道徳』は特別支援学級ではどう扱えばいいの？



#### 【Aの場合】

週 1 時間年間 35(34)時間の『道徳科』の時間を設定して実施します。設定については次のことを検討し、実態に応じて設定するようになります。

- ① 当該学年の教科書等を使い、交流学級又は特別支援学級で道徳科を実施する。
- ② 下学年の教科書等を使い、特別支援学級で道徳科を実施する。

特に、複数在籍する特別支援学級で実施する場合には、同主題（内容項目）・同教材（資料）・異程度など、授業づくりの工夫が必要になります。道徳科の教科書は主たる教材ですので、内容項目によっては別教材を利用して授業を展開することも可能です。その場合は、特別支援学級用の別葉の作成が必要になります。

#### 【Bの場合】

- (1) まずは、上記Aの場合と同様に『道徳科』の時間の設定を検討します。
- (2) その上で『道徳科』の時間を設定して指導することが困難な場合は、各教科等を合わせた指導の中で道徳科の各内容項目を扱うことはできます。その場合は、次の2つの計画に位置付けることが重要となります。
  - ① 学校の道徳教育全体計画の中に位置付けること。
  - ② 全ての内容項目を計画的に取り組むために、どの教科や生活単元学習等の合わせた指導の中でいつ扱うかを、特別支援学級の年間計画や別葉等で示すこと。

1年間で、各学年で示された19～22の全ての内容項目を取り扱うようになりますが、各校の道徳教育の重点目標や、児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じて指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要になります。各内容項目を自分の生活に結びつけて考えたり理解したりすることが大切なので、実際的な体験で感じたり考えたりしたことを活かしていくことが効果的です。

### 4 『外国語活動』や『外国語科』は特別支援学級ではどう扱えばいいの？



#### 【Aの場合】

障がいの特性に応じた必要な配慮等をした上で、小学校の学習指導要領に準じて実施します。

障がいの状態により特に必要がある場合については、目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことや、外国語科に外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることもできますが、その場合は、後の学年の学習に影響もあるため、事後措置を各校で慎重に検討をすることが必要です。

#### 【Bの場合】

特別支援学校の新学習指導要領では、知的障がい特別支援学校小学部国語の第3段階を学習している小学部在籍3年生以上の児童については、知的障がい特別支援学校小学部の外国語活動を取り扱うことができるとされました。また、連続性のある多様な学びの場の観点から、第3段階を達成している児童については、小学校の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるとされました。

これらのことから、小学校の一つの学級である特別支援学級に在籍し、ひらがなやカタカナの読み書きを習得し漢字の学習に取り組んでいる3年生以上の児童については、小学校の外国語活動を設けることを検討すべきであると捉えることができます。実態によっては、小学校の外国語活動の一部又は全部を知的障がい特別支援学校小学部の外国語活動の目標及び内容に替えて実施することもできます。